

## 中部電力株式会社長野支店と信州大学教育学部との連携に関する覚書

### 1 目的

中部電力株式会社長野支店(以下「甲」という。)と信州大学教育学部(以下「乙」という。)は、相互に連携を深め、エネルギー教育に関する教育活動の充実を図り、甲の社会的貢献による発展と乙の教育研究及び教員養成の充実を図るため、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

### 2 連携事項

- (1) 甲と乙は、学社連携による教員養成事業として、「エネルギー教育臨地実習」の授業(以下「連携授業」という。)を開設する。
- (2) 甲は乙に対して連携授業に関する施設の見学及び実習の場の提供等を通して、エネルギー教育について広く学修する機会を提供し、乙は甲に対して連携授業の場及び教育研究の成果を提供する。

### 3 費用負担

甲は、連携授業に係る臨地実習のための人材派遣、施設見学及び実習等に必要な費用を負担するものとする。  
乙は、連携授業の講義室の確保及びその運営に必要な費用を負担するものとする。

### 4 秘密等の保持

- (1) 甲と乙は、連携事項の実施により知り得た相手方の情報及び関係者の個人情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1に定める目的以外の目的に利用してはならない。ただし、法令に基づき司法又は行政機関の強制力のある命令等により当該情報の開示を求められた場合は、この限りではない。
- (2) 甲と乙は、この覚書の有効期間満了後も、前号に定める秘密保持等の義務を負う。

### 5 有効期間及び更新

この覚書は平成23年4月1日から有効とし、甲又は乙から書面により中止又は変更の意思表示がなければ、1年度毎に自動的に更新される。

### 6 その他

この覚書に定める事項について疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項について必要が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この覚書2通を作成し、甲と乙それぞれが署名の上、各自その1通を保有する。

平成23年 3 月10日

(甲) 長野市柳町18番地  
中部電力株式会社  
執行役員長野支店長

(乙) 長野市西長野6-10  
信州大学教育学部長

小川正樹

平野吉直